



山形県公報

平成24年3月30日(金)

号 外(4)

目 次

規 則

- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) …… 1
- 山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……10

規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第23号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則(昭和42年3月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「第4項」を「第3項」に改め、同項第11号中「、第31条第2項」を「並びに第31条第2項」に改め、「、第63条の2第1項及び第2項並びに第63条の3第1項」を削り、同項第12号中「、第31条第2項」を「並びに第31条第2項」に改め、「、第63条の2第1項及び第2項並びに第63条の3第1項」を削り、同項第13号及び第14号を削り、同条第2項第6号中「第27条の2第1項、」を「第27条の2第1項並びに」に改め、「、第63条の2第1項及び第2項並びに第63条の3第1項」を削る。

第2条の3中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

第2条の4及び第2条の5第2項第3号中「第34条の19第1項各号」を「第34条の20第1項各号」に改める。

第2条の6第1項中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に改める。

第2条の7第1項第2号中「第34条の19第1項第1号」を「第34条の20第1項第1号」に改め、同項第3号中「第34条の19第1項第2号から第4号まで」を「第34条の20第1項第2号から第4号まで」に改める。

第2条の8第1項第1号中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改め、同条第2項第1号中「第45条第2項」を「第45条の2第2項」に改める。

第3条第1項中第33号を第34号とし、第26号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、同項第25号中「第34条の11第3項」を「第34条の12第3項」に改め、同号を同項第26号とし、同項第24号中「第34条の11第2項」を「第34条の12第2項」に改め、同号を同項第25号とし、同項第23号中「第34条の11第1項」を「第34条の12第1項」に改め、同号を同項第24号とし、同項第22号中「第34条の3第3項」を「第34条の4第3項」に改め、同号を同項第23号とし、同項第21号中「第34条の3第2項」を「第34条の4第2項」に改め、同号を同項第22号とし、同項第20号中「第34条の3第1項」を「第34条の4第1項」に改め、同号を同項第21号とし、同項第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同項第14号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「指定知的障がい児施設等辞退申出書(別記様式第4号の9)」を「指定障がい児入所施設辞退申出書(別記様式第4号の7)」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号から第13号までを削り、同項第10号中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に、「高額障がい児施設給付費支給申請書」を「高額障がい児入所給付費支給申請書」に改め、同号を同項第14号とし、同項第9号中「による施設受給者証」を「による入所受給者証」に、「障がい児施設受給者証再交付申請書」を「障がい児入所受給者証再交付申請書」に改め、同号を同項第13号とし、同項第8号中「による施設受給者証」を「による入所受給者証」に、「障がい児施設受給者証」を「障がい児入所受給者証」に改め、同号を同項第12号とし、同項第7号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「障がい児施設給付費支給変更届出書」を「障がい児入所給付費支給変更届出書」に改め、同号を同項第11号とし、同項第6号中「障害児施設給付

費」を「障害児入所給付費の支給の申請」に、「障がい児施設給付費兼特定入所障がい児食費等給付費支給申請書」を「障がい児入所給付費兼特定入所障がい児食費等給付費支給申請書」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第3号から第5号までを4号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 法第21条の5の15第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の申請及び法第24条の9第1項の規定による指定障害児入所施設の指定の申請 指定障がい児通所支援事業者（指定障がい児入所施設）指定（更新）申請書（別記様式第2号の2）
- (4) 法第21条の5の16第4項において準用する法第21条の5の15第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の更新の申請及び法第24条の10第4項において準用する法第24条の9第1項の規定による指定障害児入所施設の指定の更新の申請 前号に規定する様式
- (5) 法第21条の5の19第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請事項の変更の届出及び法第24条の13の規定による指定障害児入所施設の指定に係る申請事項の変更の届出 指定障がい児通所支援事業者（指定障がい児入所施設）変更届出書（別記様式第2号の3）
- (6) 法第21条の5の19第1項及び第2項の規定による指定通所支援の事業の再開、廃止又は休止に係る届出 指定障がい児通所支援事業再開（廃止・休止）届（別記様式第2号の4）

第3条第2項第2号中「前項第16号」を「前項第17号」に改める。

第5条第1項第3号中「、第31条第2項」を「又は第31条第2項」に改め、「、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項」及び「本人の年齢が当該措置を受ける日の属する月の初日において20歳未満の」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条第3項第3号中「、第31条第2項」を「若しくは第31条第2項」に改め、「、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項」を削る。

第6条中「第27条の2第1項、」を「第27条の2第1項又は」に改め、「、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項」を削る。

別表第1の備考第1項第3号中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第2の備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同備考第6項中「第27条の2第1項、」を「第27条の2第1項又は」に改め、「、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項」を削り、同項を同備考第5項とし、同備考中第7項を第6項とし、第8項及び第9項を削り、第10項を第7項とする。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とする。

別記様式第2号の次に次の3様式を加える。

様式第2号の2

(表)

指定障がい児通所支援事業者（指定障がい児入所施設）指定（更新）申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
 (事業者・設置者) 名 称
 代表者氏名

印

指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）の指定を受けたいので児童福祉法第21条の5の15第1項（第24条の9第1項）の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請者 (事業者・設置者)	ふりがな				
	名 称				
	主たる事務所の所在地		〒	県	郡・市
	法人種別		法人所轄庁		
	連絡先	電話番号	ファックス番号		
	代表者の職・氏名		職名	ふりがな	氏名
	代表者の住所		〒	県	郡・市
指定 する 事業所 (施設) を 受け よう と	ふりがな				
	事業所(施設)の名称				
	事業所(施設)の所在地		〒	山形県	郡・市
	事業所(施設)の種類		指定申請する事業所(施設)の事業開始予定年月日		
		年 月 日			

- (注) 1 「法人種別」の欄は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入してください。
- 2 「法人所轄庁」の欄は、申請者が主務官庁から認可を受けて設立した法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。
- 3 この申請には、次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 事業者及び設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等の写し
 - (2) 肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療を提供する場合は、医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類
 - (3) 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要がわかる書類
 - (4) 利用者の推定数がわかる書類
 - (5) 事業所(施設)の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所がわかる書類
 - (6) 運営規程の写し

様式第2号の3

指定障がい児通所支援事業者（指定障がい児入所施設）変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

所在地
事業者（設置者） 名称
代表者氏名 印

下記のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、児童福祉法第21条の5の19第1項（第24条の13）の規定により届け出ます。

記

申請事項を変更した事業所（施設）	名 称	
	所 在 地	
	事業所（施設）の種類	
変更があつた事項		変更の内容
1	事業所（施設）の名称	(変更前)
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	
3	設置者の名称及び主たる事務所の所在地	
4	代表者の氏名及び住所	
5	定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等	
6	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類	
7	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	(変更後)
8	事業所（施設）の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所	
9	運営規程	
10	当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費又は障害児入所給付費及び障害児入所医療費の請求に関する事項	
変 更 年 月 日		年 月 日

- (注) 1 変更があつた項目の番号に○をつけてください。
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 3 変更があつた日から10日以内に届け出てください。

様式第2号の4

指定障がい児通所支援事業再開（廃止・休止）届

年 月 日

山形県知事 殿

所在地
 事業者 名称
 代表者氏名 印

下記のとおり指定障害児通所支援事業を再開した（廃止・休止する）ので、児童福祉法第21条の5の19第1項（第2項）の規定により届け出ます。

再開した（廃止・休止する）事業所	事業所番号	
	名 称	
	所 在 地	
再開した（廃止・休止する）年月日		年 月 日
廃 止（休 止）す る 理 由		
現に指定障害児通所支援を受けていた者に対する措置（廃止・休止する場合のみ）		
休 止 予 定 期 間		年 月 日～ 年 月 日

- (注) 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務の体制及び形態がわかる書類を添付してください。
 2 事業の再開に係る届出にあつては、再開した日から10日以内に届け出てください。
 3 事業の廃止又は休止に係る届出にあつては、廃止又は休止しようとする日の1箇月前までに届け出てください。

別記様式第4号の2の2（表）中「障がい児施設給付費兼特定入所障がい児食費等給付費支給申請書」を「障がい児入所給付費兼特定入所障がい児食費等給付費支給申請書」に、「障害児施設給付費（）」を「障害児入所給付費

「

利用する指定知的障害児施設等の種類及び申請に係る具体的内容			
「に、 種 類	<input type="checkbox"/> 指定知的障害児施設	<input type="checkbox"/> 指定第1種自閉症児施設	<input type="checkbox"/> 指定第2種自閉症児施設
	<input type="checkbox"/> 指定知的障害児通園施設	<input type="checkbox"/> 指定盲児施設	<input type="checkbox"/> 指定ろうあ児施設
	<input type="checkbox"/> 指定難聴幼児通園施設	<input type="checkbox"/> 指定肢体不自由児施設 (入所・通所)	<input type="checkbox"/> 指定肢体不自由児療護施設
	<input type="checkbox"/> 指定肢体不自由児通園施設	<input type="checkbox"/> 指定重症心身障害児施設	<input type="checkbox"/> 指定医療機関 (肢体不自由児・重症心身障害児)

を」

様式第4号の3

障がい児入所給付費支給変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

次のとおり、障害児入所給付費の支給の申請事項の変更を届け出ます。

届出者	ふりがな			生年月日	年月日
	氏名 (記名押印又は署名)			受給者証番号
	居住地	〒 電話番号			
ふりがな			生年月日	年月日	
届出申請に係る障がい児氏名			届出者との続柄		
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号	
変更の内容及び理由					

変更を届け出る事項の種類	負担上限月額に関する事項
	下記の区分のいずれかに該当することとなった（いずれにも該当しなくなった）ので届け出ます。 (次のいずれかに該当する者は、該当する番号に○をつけてください。)
	(1) 生活保護受給世帯に属する者
	(2) 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの
	(3) 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、(2)以外のもの
(4) 市町村民税課税世帯に属する者のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が28万円未満のもの	

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 届出者本人 <input type="checkbox"/> 届出者本人以外（下の欄に記入してください。）		
ふりがな			届出者との関係
氏名			
住所	〒 電話番号		

(注) 負担上限月額及び食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合は、福祉事務所が交付する境界層対象者証明書を添付してください。

別記様式第4号の4（表）中 「障がい児施設受給者証」 を 「障がい児入所受給者証」 に、

「施設給付決定保護者」 を 「入所給付決定保護者」 に、「施設給付決定の」を「入所給付決定の」に、「施設支援」を「入所支援」に、

利用者負担割合 (原則)	1割	負担上限月額	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
食事提供加算対象者			
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで		

を

負担上限月額	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで

に、「指定知的障害児施設



等」を「指定障害児入所施設」に改め、同様式（裏）中「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「1割です。ただし」を「となり」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改める。

別記様式第4号の5中「障がい児施設受給者証再交付申請書」を「障がい児入所受給者証再交付申請書」に、「障がい児施設受給者証の」を「障がい児入所受給者証の」に改める。

別記様式第4号の6中「高額障がい児施設給付費支給申請書」を「高額障がい児入所給付費支給申請書」に、「高額障害児施設給付費の」を「高額障害児入所給付費の」に、「施設給付決定保護者利用者負担合算額」を「入所給付決定保護者利用者負担合算額」に、「高額障害児施設給付費を」を「高額障害児入所給付費を」に改める。

別記様式第4号の7及び別記様式第4号の8を削る。

別記様式第4号の9中「指定知的障がい児施設等辞退申出書」を「指定障がい児入所施設辞退申出書」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同様式を別記様式第4号の7とする。

別記様式第5号の2の注書第4項中「第34条の19第1項各号」を「第34条の20第1項各号」に改める。

別記様式第16号中「、第63条の2第1項、同条第2項、第63条の3第1項」を削り、同様式の注書中「第27条の2第1項、」を「第27条の2第1項又は」に改め、「、第63条の2第1項若しくは第2項、第63条の3第1項」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第5号の改正規定及び附則第3項の規定（知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）別表児童相談所長の項委任事項の欄第1項第1号ホの改正規定に限る。）は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第53号）の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条の規定による改正後の児

童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15の規定による同法第21条の5の3第1項の指定の手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の第3条第1項第3号及び別記様式第2号の2の規定の例により行うことができる。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

別表児童相談所長の項委任事項の欄第1項第1号ホ中「第4項」を「第3項」に改め、同号チ中「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同号ル中「、第31条第2項」を「並びに第31条第2項」に改め、「、第63条の2第1項及び第2項並びに第63条の3第1項」を削り、同号ヲ中「、第31条第2項」を「並びに第31条第2項」に改め、「、第63条の2第1項及び第2項並びに第63条の3第1項」を削り、同号ワ及びカを削り、同表総合支庁長の項委任事項の欄第4項第1号ヘ中「第27条の2第1項、」を「第27条の2第1項並びに」に改め、「、第63条の2第1項及び第2項並びに第63条の3第1項」を削る。

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第24号

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則（平成18年3月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第56号）」を「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」に改める。

第2条第2項中「の規定」を「、第51条の11第1項及び第74条第2項の規定」に改め、同条第3項中「次に掲げる事務」を「法第26条第1項、第51条の11第1項及び第74条第2項の規定による市町村に対する援助等に関する事務」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「の規定」を「、第51条の11第1項及び第74条第2項の規定」に改め、同条第5項中「の規定」を「及び第51条の11第1項の規定」に改める。

第3条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条中「（法第40条において準用する場合を含む。）及び第38条第1項」を「、第38条第1項及び第51条の19第1項」に、「指定相談支援事業者及び指定障害者支援施設の指定」を「指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定並びに法第41条第4項において準用する法第36条第1項及び第38条第1項並びに第51条の21第2項において準用する法第51条の19第1項の規定による指定の更新」に改める。

第4条中「及び第2項」を「及び第3項並びに第51条の25第1項」に、「同条第1項」を「法第46条第1項及び第2項並びに第51条の25第1項及び第2項」に、「廃止、休止又は再開」を「再開、廃止又は休止」に、「指定障がい福祉サービス事業等廃止（休止・再開）届」を「指定障がい福祉サービス事業等再開（廃止・休止）届」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（指定自立支援医療機関の指定の更新の申請）

第11条の2 法第60条第1項の規定による指定の更新の申請は、指定自立支援医療機関指定更新申請書（別記様式第16号の2から別記様式第16号の7まで）により行うものとする。

別記様式第1号中「指定障がい福祉サービス事業者等指定申請書」を「指定障がい福祉サービス事業者等指定（指定更新）申請書」に、「指定相談支援事業者、指定障害者支援施設」の指定を「指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者」の指定（指定の更新）」に、「第40条において準用する第36条第1項、第38条第1項」を「第38条第1項、第41条第4項において準用する第36条第1項（第38条第1項）、第51条の19第1項、第51条の21第2項に

において準用する第51条の19第1項に、

指定を受けようとする事業所・施設

を

指定（指定の更新）を受けようとする事業所・施設

に改める。

別記様式第2号中「指定相談支援事業者、指定障害者支援施設」を「指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者」に、「第46条第2項」を「第46条第3項、第51条の25第1項」に改める。

別記様式第3号中「指定障がい福祉サービス事業等廃止（休止・再開）届」を「指定障がい福祉サービス事業等再開（廃止・休止）届」に、「指定相談支援事業」を廃止（休止・再開）したを「指定一般相談支援事業」を再開した（廃止・休止する）」に、「の規定」を「(第46条第2項、第51条の25第1項、第51条の25第2項)の規定」に、「廃止（休止・再開）する」を「再開した（廃止・休止する）」に、「廃止・休止・再開した」を「再開した（廃止・休止する）」に、「廃止・休止した」を「廃止・休止する」に改め、同様式の注書第2項中「廃止・休止・再開の」を「事業の再開に係る届出にあっては、再開の」に改め、同注書に次の1項を加える。

3 事業の廃止又は休止に係る届出にあっては、廃止又は休止の日の1月前までに届け出てください。

別記様式第11号の備考第5項中「収容設備」を「入院設備」に改める。

別記様式第12号中「住所」を「住所」に改め、同様式の別紙2の備考第2項中「掲げる」を「掲げるもの」に改める。

別記様式第13号の備考第2項中「第44条ノ4第1項」を「第88条第1項」に改める。

別記様式第15号中「住所」を「住所」に改める。

別記様式第16号の備考中「第44条ノ4第1項」を「第88条第1項」に改め、同様式の次に次の6様式を加える。

様式第16号の2

指定自立支援医療機関指定更新申請書
(病院又は診療所)

指 定 区 分	育 成 医 療 ・ 更 生 医 療	
保険医療機関	名 称	
	所 在 地	
開 設 者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	
標 榜 し て い る 診 療 科 目		
担 当 し よ う と す る 医 療 の 種 類		
主 として 担 当 す る 医 師 又 は 歯 科 医 師 の 氏 名		
自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の変更の有無		有 ・ 無
自立支援医療を行うための入院設備の定員		人
<p>指定自立支援医療機関の指定の更新を受けたいので、障害者自立支援法第60条第1項の規定により、上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保険医療機関の開設者 住 所 氏名又は名称 ⑩</p> <p>山形県知事 殿</p>		

備考

- 1 育成医療・更生医療のうち、指定の更新を希望するものを○で囲むこと。
- 2 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 3 「担当しようとする医療の種類」は、次のうち希望するものを記載すること。
 - (1) 眼科に関する医療
 - (2) 耳鼻咽喉科に関する医療
 - (3) 口腔に関する医療
 - (4) 整形外科に関する医療
 - (5) 形成外科に関する医療
 - (6) 中枢神経に関する医療
 - (7) 脳神経外科に関する医療
 - (8) 心臓脈管外科に関する医療
 - (9) 心臓移植に関する医療
 - (10) 腎臓に関する医療
 - (11) 腎移植に関する医療
 - (12) 小腸に関する医療
 - (13) 肝臓移植に関する医療
 - (14) 歯科矯正に関する医療
 - (15) 免疫に関する医療
- 4 「主として担当する医師又は歯科医師の氏名」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 5 「自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更の届出を含む。）から変更があった場合は、別紙を添付すること。
- 6 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。

別紙

自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要

	品目	数量	品目	数量
設備 (主要なもの)				
体制				

様式第16号の3

指定自立支援医療機関指定更新申請書
(薬局)

指 定 区 分		育 成 医 療 ・ 更 生 医 療	
保 険 薬 局	名 称		
	所 在 地		
開 設 者	住 所		
	氏 名 又 は 名 称		
薬 剤 師 の 氏 名			
調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無			有 ・ 無
<p>指定自立支援医療機関の指定の更新を受けたいので、障害者自立支援法第60条第1項の規定により、上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住 所 氏名又は名称 ㊟</p> <p>山形県知事 殿</p>			

- 備考 1 育成医療・更生医療のうち、指定の更新を希望するものを○で囲むこと。
 2 「調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更の届出を含む。）から変更があった場合は、別紙を添付すること。

別紙

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造	調剤室の面積	
	品 目	品 目
主たる設備		

- 備考 1 薬局の見取図を添付すること。
 2 主たる設備の項には、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に掲げるもの以外のものがある場合にのみ、その主たるものを記載すること。

様式第16号の4

指定自立支援医療機関指定更新申請書
(訪問看護事業者等)

指 定 区 分	育 成 医 療 ・ 更 生 医 療	
指定居宅サービス事業者 ・ 指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
訪問看護ステーション等	名 称	
	所 在 地	
	職員の定数の変更の有無	有 ・ 無
区 分	健 保 ・ 介 護	
<p>指定自立支援医療機関の指定の更新を受けたいので、障害者自立支援法第60条第1項の規定により、上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者等 所在地 名称及び代表者の氏名 ㊟</p> <p>山形県知事 殿</p>		

- 備考 1 育成医療・更生医療のうち、指定の更新を希望するものを○で囲むこと。
- 2 「職員の定数の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更の届出を含む。）から変更があった場合は、別紙を添付すること。
- 3 「区分」の欄は、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者にあつては「健保」を、介護保険法第41条第1項の規定による指定を受けた訪問看護を行う者にあつては「介護」を○で囲むこと。

別紙

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

備考 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

様式第16号の5

指定自立支援医療機関指定更新申請書
(精神通院医療 病院又は診療所)

保険医療機関	名 称	
	所 在 地	
開 設 者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	
標榜している診療科目		
主として担当する医師の氏名		
<p>指定自立支援医療機関の指定の更新を受けたいので、障害者自立支援法第60条第1項の規定により、上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住 所 氏名又は名称 ㊟</p> <p>山形県知事 殿</p>		

- 備考 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 標榜している診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に関係する診療科目のみを記載すること。

様式第16号の6

指定自立支援医療機関指定更新申請書
(精神通院医療 薬局)

保 険 薬 局	名 称	
	所 在 地	
開 設 者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	
薬 剤 師 の 氏 名		
<p>指定自立支援医療機関の指定の更新を受けたいので、障害者自立支援法第60条第1項の規定により、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>開設者 住 所 氏名又は名称 ㊟</p> <p>山形県知事 殿</p>		

様式第16号の7

指定自立支援医療機関指定更新申請書
（精神通院医療 訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者 ・指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	
訪問看護ステーション等	名 称	
	所 在 地	
	職員の定数の変更の有無	有 ・ 無
区 分	健 保 ・ 介 護	
<p>指定自立支援医療機関の指定の更新を受けたいので、障害者自立支援法第60条第1項の規定により、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者等 所在地 名称及び代表者の氏名 ㊟</p> <p>山形県知事 殿</p>		

- 備考 1 「職員の定数の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更の届出を含む。）から変更があった場合は、別紙を添付すること。
- 2 「区分」の欄は、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者にあつては「健保」を、介護保険法第41条第1項の規定による指定を受けた訪問看護を行う者にあつては「介護」を○で囲むこと。

別紙

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

備考 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

別記様式第24号中

- | | |
|--------------|------------------|
| 1 障害福祉サービス事業 | 2 相談支援事業 |
| 3 移動支援事業 | 4 地域活動支援センター経営事業 |
| 5 福祉ホーム経営事業 | |

を

- | | |
|------------------|------------|
| 1 障害福祉サービス事業 | 2 一般相談支援事業 |
| 3 特定相談支援事業 | 4 移動支援事業 |
| 5 地域活動支援センター経営事業 | |
| 6 福祉ホーム経営事業 | |

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第3条の規定による改正後の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の19の規定による同法第51条の14第1項の指定の手續その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の第3条、第15条第1項、別記様式第1号及び別記様式第24号の規定の例により行うことができる。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表児童相談所長の項委任事項の欄第3項第1号イ中「の規定」を「、第51条の11第1項及び第74条第2項の規定」に改め、同表身体障がい者更生相談所長の項委任事項の欄第1項第1号イ中「の規定」を「、第51条の11第1項及び第74条第2項の規定」に改め、同号ロを削り、同表知的障がい者更生相談所長の項委任事項の欄第1項第1号イ中「の規定」を「、第51条の11第1項及び第74条第2項の規定」に改め、同表精神保健福祉センター所長の項委任事項の欄第1項第1号イ中「の規定」を「及び第51条の11第1項の規定」に改める。

平成24年 3月30日印刷
平成24年 3月30日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056